

## 令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）まだら本州太平洋北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 4 月  
水 産 庁

### 1 TAC（案）

#### （1）設定の考え方

令和 5 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定されたABC（生物学的許容漁獲量。漁期年（7 月～翌年 6 月）に換算したもの。）をTAC（漁獲可能量）とする。

#### （2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 16 年（2034 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節。
- ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
  - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（ $\beta$ ：0.75）を乗じた漁獲圧力とする。
  - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
  - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ③ ②により得られる値を生物学的許容漁獲量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

#### （3）令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）（ステップ 1）のTAC（案）

| 特定水産資源       | TAC      |
|--------------|----------|
| まだら本州太平洋北部系群 | 6,060 トン |

#### （参考）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：10.9 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：3.2 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
- (3) 禁漁水準値：0.4 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）

### 2 配分（案）

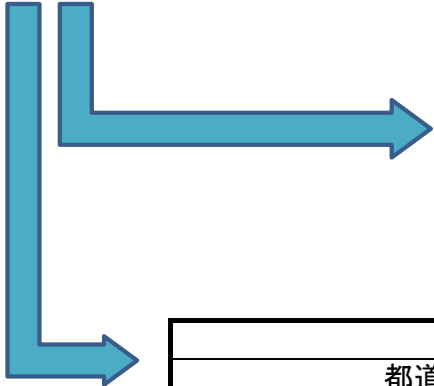
都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、漁獲可能量の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

(参考) 今後のスケジュール

|           |                                        |
|-----------|----------------------------------------|
| 令和6年5月10日 | 水産政策審議会資源管理分科会                         |
| 7月1日      | TAC 管理（ステップ1）の開始<br>（その後、随時、関係者会合等を開催） |
| 令和7年4月頃   | T A C意見交換会                             |

令和6管理年度まだら本州太平洋北部系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

| 特定水産資源       | TAC(トン) |
|--------------|---------|
| まだら本州太平洋北部系群 | 6,060   |



| 大臣管理分    |            |
|----------|------------|
| 大臣管理区分   | 数量(トン)     |
| 沖合底びき網漁業 | 6,060トンの内数 |

| 知事管理分               |            |
|---------------------|------------|
| 都道府県名               | 数量(トン)     |
| 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 | 6,060トンの内数 |